

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業の事業計画変更（第9回）を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5年 3月10日

寒川町長 木村俊雄

- 1 土地区画整理事業の名称 茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 寒川町
- 3 施 行 地 区 高座郡寒川町岡田の一部
高座郡寒川町大蔵の一部
高座郡寒川町小谷の一部
高座郡寒川町宮山の一部
- 4 事 業 施 行 期 間 平成 4年 6月 1日から
令和 6年 3月31日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 高座郡寒川町宮山165番地
寒川駅周辺整備事務所
- 6 事業計画の決定の年月日 平成 4年 6月 1日
- 7 事業計画の変更の年月日 令和 5年 3月10日